

1 基本方針

近年、急速な少子高齢化の進展や人口減少、家族機能の低下、価値観の多様化などを背景として、8050問題やヤングケアラー、児童虐待、こどもの貧困など、複合的な課題や制度の狭間となっている課題が顕在化しています。

また、地域住民のつながりの希薄化がより一層深刻化しているとともに、社会的孤立や経済的困窮、介護や子育てに対する不安など地域における生活課題はさらに複雑化・多様化しています。

こうした中、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、一人一人の状態に応じて寄り添いながら、包括的に支えていく体制を構築するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

本会は、「住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織」として、町民が抱えるさまざまな生活課題を的確に捉え、地域住民・地区社会福祉協議会・ボランティア・福祉関係団体・行政機関等と連携し、地域の支えあい体制の充実を図っていくとともに、複雑多様化する福祉問題の解決と災害時に備えた支援体制の強化に努めてまいります。

また、町とともに策定した「第三次大泉町地域福祉計画・第三次大泉町地域福祉活動計画」が中間年となるため、計画の目標等に対する取り組みについて評価を実施し、基本理念『みんなで作ろう福祉の輪 おおいずみ』の実現に向け、包括的・総合的な相談支援体制の確立や地域との連携を深め、町民皆様にご協力をいただき、さまざまな福祉事業に取り組み、より一層地域福祉の推進を図り、ともに支えあい、助けあうまちづくりに努めてまいります。

2 重点施策・実施事業

- (1) 地域福祉推進事業
- (2) 介護サービス事業
- (3) 地域活動支援センター事業
- (4) 心身障害者等デイサービスセンター事業
- (5) 地域包括支援センター事業
- (6) 生活困窮者自立相談支援事業
- (7) その他の福祉事業

(1) 地域福祉推進事業

家族や地域とのつながりの希薄化等により、生活課題が複雑化・多様化していることから、地域の防災意識を高め、福祉に関する相談業務をより充実させることで、その人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められている。

本年度においては、地域住民・地区社会福祉協議会・ボランティア・福祉関係団体・行政機関等との連携を深め、多様な視点から福祉問題解決に取り組む体制づくりの強化と、防災意識の向上、相談業務を迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図り、地域社会全体の安全と安心を確保し、地域住民がより豊かで安心して暮らせる環境づくりに努める。

ア 法人運営事業

(ア) 理事会、評議員会、監事会の開催

法人組織の強化、事業運営の透明性の向上等に取り組み、地域に信頼される運営を行う。

(イ) 評議員選任・解任委員会の開催

評議員の選任及び解任について、評議員選任・解任委員会を開催する。

(ウ) 会員募集の実施

福祉活動等を行っていくため、自主財源確保のための会員募集を行う。

(エ) 社会福祉法人間の連携に関する事業の調査・研究

社会福祉法人間の連携を図り、地域における公益的な取り組みを推進できる体制づくりに努める。

(オ) 役職員研修会への参加及び研修会の開催

役職員研修会の実施や専門研修に参加し、役職員の資質及び専門性の向上を図るとともに、スキルアップのための職員研修会の企画・実施を行う。

(カ) 職員ストレスチェックの実施

近年、個人や世帯が抱える複雑・多様化する問題を扱うことが多くなっていることから、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する予防となることを目的とし実施する。

(キ) 第三者委員会の開催

社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応の推進を図る。

(ク) 第三次大泉町地域福祉活動計画の進捗管理の実施

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図る。

- (ケ) 災害ボランティアセンター運営体制等の整備及び事業継続計画(BCP)の見直し
大規模災害を想定し策定した「大泉町社会福祉協議会災害対応マニュアル」をもとに、おおらか青年会議所協力のもと3町(大泉町・邑楽町・千代田町)合同災害ボランティアセンター模擬訓練を行うとともに、災害や事故などを受けても重要な事業やサービスの提供をなるべく中断させない、または、可能な限り早急に再開するために事前に取り決めておくBCPの見直しを必要に応じ行う。
- (コ) 職員人事評価の実施【新規】
職員の職務遂行能力の向上及び人材育成を目的とし実施する。

イ 企画・広報事業

- (ア) 広報紙「社協だより」の発行
地域福祉活動の広報・啓発活動を図るとともに、地域福祉に関する情報の提供を行う。
- (イ) 社会福祉大会の開催(大泉町と共催)
町内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるため社会福祉大会を開催する。
- (ウ) ホームページやSNSによる福祉情報の発信
ホームページの内容の充実とSNSを活用することで、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発を図るとともに、地域福祉に関する情報の提供を積極的に行う。
- (エ) SNSを活用した相談窓口の設置【新規】
SNSを活用し、「いつでも」「どこでも」困りごと相談を始められる相談しやすい環境づくりと、より効率的な相談受付業務体制を目指す。
- (オ) 介護職員初任者研修事業(千代田町・邑楽町社協と共催)の開催【新規】
日本では介護職の人材不足が深刻化しており、高齢化の進行に伴い介護のニーズは今後も増加し続けることが予測される。こうした状況の中で、一人でも多くの人材を育成し、質の高い介護を提供できる体制を整えることが急務である。本研修では、介護の基礎知識や実践的な技術を習得し、現場で即戦力となる力を養うことを目的とする。介護を必要とする方々の尊厳を守り、支えとなる人材の育成を目指す。

ウ 地域福祉・地区社協事業

- (ア) 第三次地域福祉活動計画に基づく事業の実施
基本理念である『みんなで作ろう福祉の輪 おおいずみ』実現のため、地域ぐるみの支えあい、助けあいの推進に努める。

(イ) 地区社協長連絡会議の開催

相互の情報交換、連絡調整及び研修等を行い、地域福祉の向上に資することを目的とし開催する。

(ロ) 地区社協の組織確立と活動の支援

地区社協の活動を支援するため、活動費の助成だけでなく、講演会や研修会を通じて新たな事業の提案や情報の提供を行う。

(エ) いきいきふれあいサロン事業の支援

家の中に閉じこもりがちな高齢者や障がい者の方々の居場所づくりのための助成や支援を行う。

(オ) 高齢者訪問事業の実施

90歳、95歳の方々に對し、長寿記念品の贈呈を行う。

(カ) ひとり暮らし高齢者年末ふれあい事業の実施

町内に居住する75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に記念品を配布することにより、社会的孤立感の解消と地域住民との交流を推進し、楽しい年末年始を過ごせるよう援助する。

(キ) ひとり親家庭のつどいの開催

ひとり親家庭を対象に、家庭の絆を深めることを目的とし開催する。

(ク) 障がい児者親子ふれあい事業の開催

障がい児者の親子を対象に体験型の講座等を開催し、日頃のリフレッシュや参加者同士の交流を図り、豊かな地域生活と社会参加を促進することを目的とし開催する。

(ケ) 生活支援サービス事業の実施

多様な生活支援ニーズに応え、地域の実情に応じた地域の支えあいの体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）に努める。

(コ) 個別支援検討会議の開催

各事業を実施する中での困難事例等について、職員間で情報の共有を行うとともに、適切な支援を行うことを目的とし、関係機関と連携し個別支援検討会議を開催する。

エ ボランティアセンター事業

(ア) 市民活動フェスティバルの開催

ボランティア活動だけでなく、多様な活動をつなぐネットワークづくりと、活動団体同士の交流や情報交換の促進、多くの住民に活動を「知る・見る・体験する」ためのきっかけづくりを目的とし開催する。

(イ) ボランティアグループ育成支援

活動に関する研修の提案や講座の紹介等を行い、充実したグループ活動の

支援を行う。

(ウ) ボランティア講座の開催

① ボランティア養成講座（千代田・邑楽町社協と共催）

ボランティア活動を始めるきっかけや「ふくし」に感心を持ってもらうことで、ともに支えあう地域づくりを推進するため、3町合同で養成講座を開催する。

② 家族 DE チャレンジスクール～防災編～

家族での体験を通して家庭内でのボランティア意識を高め、地域福祉の向上に努める。また、災害や防災に関する知識を学習し、家庭で実践できる防災スキルを身につける講習・体験会を実施する。

③ 福祉体験ボランティア養成講座【新規】

町内小中学校福祉体験学習の更なる充実を目指し、既存のボランティアグループとともに活動してくれるボランティアの養成講座を開催する。

(エ) ボランティア相談、あっせん事業の推進

ボランティアに関する相談やあっせんを行い、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、災害等有事の際に活動することのできるボランティアへの迅速な連絡体制の構築に努める。

(オ) ボランティア保険加入促進

ボランティア保険に関する相談や各種対応を行い、保険加入促進を図る。

(カ) 広報紙「ぼらんていあ」の発行

ボランティア活動の広報・啓発活動を図るとともに、活動に関する情報の提供を行う。

(キ) エコキャップ収集運動の実施

誰もが参加しやすいエコキャップ収集運動を通して、地球、資源、福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の向上を図る。

(ク) ボランティア協議会活動支援

ボランティア協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。

(ケ) NPO法人等の相談支援

相談支援や情報提供を行い、各種団体との連携を図る。

(コ) 企業活動と福祉の連携・協働に関する環境の整備

群馬県社協の企業等 SDGs（福祉分野）活動支援センターと連携し、企業等の持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた福祉的な活動や福祉団体等との連携・協働の活動等を提案し、福祉活動の更なる充実と福祉課題の解決に努め、さらには目標達成のため共に取り組む企業の信頼性の向上にもつながることを目的とし環境整備を行う。

オ 福祉教育推進事業

(ア) 福祉協力校の指定

福祉協力校連絡会議を開催し、学校との連携を強化するとともに、助成や支援を行い福祉教育の充実に努める。

(イ) 福祉体験学習の実施

車イス・ブラインドウォーク・手話・点字・高齢者疑似体験等の福祉体験学習を積極的に実施し、福祉教育の推進を図る。

(ウ) 小中学生ふくし作文・ポスターコンクールの実施

(大泉町・大泉町教育委員会と共催)

町内の小・中学生を対象に、福祉に関する作文・ポスターを募集し、社会福祉に対する一層の理解と関心を高めることを目的とし実施する。

(エ) 介護体験教室の開催（大泉保育福祉専門学校と共催）

次世代を担う中学生を対象に、福祉教育の一環として介護問題への関心と理解を深めることを目的とし開催する。

(オ) 小学校放課後子ども教室への参加

学年を超えた福祉体験学習等の機会と福祉教育の更なる充実に努める。

カ 福祉団体育成支援事業

福祉団体活動にかかる費用の助成、団体事務局として活動の継続支援を行う。

(ア) 遺族会活動支援

共通の境遇にある遺族の自主的団結のもとに相互に協力し、会員の福祉増進を図るための支援を行う。

(イ) 更生保護女性会活動支援

女性の立場からの犯罪や非行の防止に努めるとともに、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを援助し、もって青少年の健全育成と明るい社会の実現に寄与するための支援を行う。

(ウ) 心身障害児者等療育父母の会活動支援

心身障がい児者の支柱となり、福祉の推進、会員相互の親睦を図るための支援を行う。

(エ) 保護司会大泉支部活動支援

社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とするための支援を行う。

(オ) 母子会活動支援

母子寡婦福祉の基本理念に基づき、会員相互の連携と親睦を深め、もって

母子家庭の生活の安定と向上を図るための支援を行う。

(カ) 老人クラブ連絡協議会活動支援

町内の老人クラブの連絡連携とクラブ活動の発展向上を図り、老人福祉の推進に寄与するための支援を行う。

キ 生活支援事業

(ア) 福祉相談事業の実施

関係機関（相談支援機関）との連携を深めるとともに、既存の制度・サービスを活用しながら相談支援に関する取り組みを行い、住民福祉の充実を図る。

(イ) 通学補給金事業の実施

町内に居住する者のうち、その世帯の自立更生をめざし、高校・大学等に通学する者に対して、必要とする資金の一部を交付する。

(ウ) 学生服等リユース事業の実施

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもたちが安心して学習に打ち込めるよう子ども就学支援の一環として、各家庭で不要になった学生服や体操着を無償で提供していただき、必要とされる学生に活用していただくため実施する。

(エ) 福祉用具等リユース事業の実施

不要となった福祉用具等を譲りたい人と譲って欲しい人との情報の橋渡しを行うことにより、福祉用具等の有効活用を図ることを目的し実施する。

(オ) なんでも福祉相談事業の実施

県内の社会福祉法人による地域貢献事業として、生活や福祉に関するあらゆる相談を受け止め、本事業のネットワークを活用し、より適切な支援先へとつなげ個別の課題解決に努める。

(カ) 法外援護事業の実施

行旅人で所持金を持たないものに対し、町内から町外に転出するまでの旅費の現物支給や食糧等の支援を行う。

ク 共同募金配分事業

共同募金（一般募金、歳末募金）からの配分金を財源として、各福祉事業や生活困窮世帯等への支援として活用し、住民福祉の充実を図る。

(ア) 高齢福祉事業の実施

① 高齢者友愛訪問事業の実施

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に週1回程度訪問し、安否確認を行うとともに、ボランティアと高齢者のふれあいを図り、地域全体でひとり暮らし高齢者の生活を支える環境づくりを目的とし実施する。

② 地域支えあい事業の実施

高齢者のちょっとした困りごと（生活課題）を地域住民を中心とする多様な主体による支えあい活動によって解決することにより、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう支援するとともに、その活動を通して地域住民の意識醸成を図り、地域の福祉力を高めることを目的に実施する。

(イ) 障害福祉事業の実施

① 在宅障害者等紙おむつ支給事業の実施

排泄行為に支障のある在宅障がい者等に対し、紙おむつの支給を行い、健康的な日常生活の営みを図り、もって在宅福祉、障害福祉の向上を図る。

(ウ) 福祉育成支援事業の実施

福祉育成に関する講演会や講座を開催し、新たな活動者の増加に努める。

(エ) 歳末たすけあい運動事業の実施

① 見舞金贈呈事業

本会及び民生委員児童委員協議会合同会議にて対象者及び見舞金額を決定し、関係機関団体等の協力を得て贈呈を行う。

② 福祉サービス事業の実施

地域住民、地区社協、民生委員、ボランティア団体等の諸団体が協力し、年末年始の時期に地域の実情や対象世帯の要望に即した活動やイベント等を実施し、住民参加による福祉のまちづくりへの意識向上を図る。

ケ 福祉サービス受託事業（大泉町及び群馬県社協）

大泉町及び群馬県社協から委託を受け、高齢者、障がい者、低所得者等への福祉サービス事業を実施し、住民福祉の充実を図る。

(ア) 大泉町受託事業

① ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業の実施

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯で、外出等困難であり炊事も難しい方を対象に、安否確認や地域交流を目的としお弁当の配布を実施する。

② ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業の実施

町内に住所を有する要介護4・5または認知症高齢者で、非課税世帯であり町税・介護保険料の滞納がない世帯の在宅介護が必要とされる方へ紙おむつを支給し、高齢福祉の向上を図る。

③ いずみ福祉号の貸出し（車イス移動車）

車イスを必要とする障がい者及び高齢者等へ車イスのまま乗れる移動車を貸出すことで、いつでも誰でもが外出できる環境の整備を図るため実施する。

④ 手話奉仕員養成講習会（入門過程・基礎課程）の実施

聴覚障がい者の生活や関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、基礎的な手話を習得し、聴覚障がい者が地域で安心して生活できるコミュニティづくりを進めるため、3町（大泉町・邑楽町・千代田町）合同の手話奉仕員養成講習会を開催する。

⑤ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、高齢者が地域で安心して生活できる地域づくりを行うとともに、地域支えあいの輪を広げていくため、地域住民同士で話し合う場として、町内全体を対象とした第1層協議体と中学校区に分け第2層協議体を設置し、地域の実情に合った話し合いの場作りに努める。

(イ) 群馬県社協受託事業

① 生活福祉資金等貸付事業の相談、受付、償還業務、セミナーの開催

低所得者・障がい者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立及び社会参加の促進を図る。また、コロナ特例貸付事業の償還が開始していることにともない、借受人へのフォローアップ支援等に努める。

加えて、日々の生活におけるお金の不安を軽減し、将来に向けた計画を立てるための基本的な知識とスキルを学んでもらうことを目的とし、お金に関するセミナーを開催する。

② 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、年金手帳や預金通帳等の預かりを行う。また、群馬県社協の委託を受け基幹社協としての役割を担う。

(2) 介護サービス事業

利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護サービス事業を実施する。

ア 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、自立支援を目的に、居宅介護支援事業を実施する。利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、介護支援専門員（ケアマネジャー）によるサービスを提供し、利用者が安心して日常生活を過ごすことが出来るよう努める。

イ 認定調査委託事業

市町村の委託を受け、認定調査委託事業を実施し、公正かつ的確に調査を行うよう努める。

ウ 介護予防支援委託事業の実施

地域包括支援センターの委託を受け、要支援者及び総合事業対象者に対し、介護予防を目的に介護予防支援・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント）を実施する。また、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながらサービスの提供に努める。

(3) 地域活動支援センター事業

大泉町より指定管理者として指定を受け、地域において就労の機会等が得難い、在宅の心身障がい者等に日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切に支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障がい福祉を推進する。

ア 日常生活に必要な社会性の訓練

施設外活動の機会を設け、社会生活を送るうえでのマナーやルール等体得できるよう支援する。

- (ア) 外食会及び買い物訓練
- (イ) 施設外活動における交通ルールの習得
- (ウ) 電車などの公共交通機関の利用
- (エ) 団体生活における協働ルールの習得

イ 職業適性の発見

請負作業や自主生産活動を通して、利用者の能力に応じた作業を見極め、個々の利用者にあった作業の発見に努める。

- (ア) 個別自助具の研究・開発の取り組み
- (イ) 利用者の得意分野を尊重し、個々に適した作業の発見

ウ 機能訓練

日常生活に必要な訓練を実施する。

- (ア) 清掃、洗濯、洗い物等の訓練の実施
- (イ) 衣類の着脱や入浴及び歯磨き等、整容に関する訓練の実施
- (ウ) 軽作業や創作活動を通じた就労スキル向上の訓練を実施

エ 職業生活及び職業的自立の基礎的訓練

利用者1人あたり月額13,000円を目標に賃金支給できるよう援助し、働くことの喜びと意義を理解できるように支援するとともに、金銭を得る事の大切さを感じられるように支援する。

オ 家内工業的な授産指導（請負作業）

企業から軽作業を受注し、納期に収めることの意義や重要性を通して、

責任感や達成感を得られるように支援する。

- (ア) 自動車関連部品の作業
- (イ) 古本回収及び販売作業
- (ウ) ペット飼育用品詰め替え作業

カ 自主生産活動における授産指導

施設における自主的な生産活動を行い、多様な作業ができるよう支援する。

- (ア) お菓子製造販売の実施

キ その他独立自活に必要な指導訓練

利用者の生活拠点は「地域」であるとの認識に立ち、地域社会との交流を通して、地域社会の一員として、自立して生活できるよう支援する。また、自主生産活動におけるお菓子製造販売について、積極的に販売実習を行い、接客を通して社会性を身につけ、他者とのコミュニケーション能力が向上するように支援する。

- (ア) 町及び地域の行事やイベントへの参加
- (イ) お菓子販売実習の実施

ク 家族等に対する介護及び生活援助の支援

生活援助の方法等、保護者と情報を共有しながら支援の向上を図る。

- (ア) 連絡ノートを介した情報の共有
- (イ) 保護者への施設利用満足度調査アンケート実施によるニーズの把握
- (ウ) 入浴及び延長サービスの実施
- (エ) 規則正しい生活習慣習得のための支援
- (オ) 生活支援を目的とした保護者との学習会の実施

ケ 運営委員会の開催

適正及び円滑な運営を図るため運営委員会を開催する。

コ 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震、防犯対策等適切に対応する。

- (ア) 施設の適正な維持管理の実施
- (イ) 災害時の避難所としての役割と適切な対応
- (ウ) A E D の適正管理

- (エ) 消防・避難訓練の実施（年２回）
- (オ) 災害学習会の実施
- (カ) 防犯訓練の実施

サ その他目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての自覚を持ち、研修・研究し、資質・技術向上に努め、利用者に対する支援、サービスの向上に取り組み、地域交流をより深める。

- (ア) 職員の研修参加
- (イ) 生活相談員等関係機関との情報共有の実施
- (ウ) 広報紙「花ことば」の発行
- (エ) ふるさと納税返礼品の参加
- (オ) 支援、サービスに関するアンケートの実施
- (カ) ボランティアの受け入れ
- (キ) 利用者虐待防止研修会の実施【新規】

(4) 心身障害者等デイサービスセンター事業

大泉町より指定管理者として指定を受け、町内に居住する、既存の授産施設、地域活動支援センター等への通所が困難な在宅の重度心身障がい者に、日常生活に必要な基本的な生活習慣訓練や機能訓練及び入浴サービス等の支援を行い、その介護を行う家族等の負担を軽減することを目的とする。

また、利用者個々のＱＯＬ（生活の質）を高め、豊かな人間関係の形成と、実りある人生の確立を支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指しノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障がい福祉の推進を図る。

ア 日常生活訓練

利用者の特性に応じた、日常生活での様々なルール等を習得する。

- (ア) 施設外活動での交通ルールの習得
- (イ) 食事の準備やマナーの習得
- (ウ) 団体生活における協働ルールの習得
- (エ) 衣服の着脱や入浴及び歯磨き等、日常生活活動の訓練

イ 社会適応訓練

それぞれの障がい特性に応じた支援目標を立て、社会に適応できるよう支援する。

- (ア) 外食会・買い物の実施
- (イ) 公共交通機関の利用
- (ウ) 施設外活動における社会交流の場への参加

ウ 機能回復訓練

利用者の障がい特性に応じた、体力の維持増進及び機能回復を図る。

- (ア) 調理実習での食事作り
- (イ) 玩具やパズル等による手指機能訓練
- (ウ) 衣服の着脱支援
- (エ) 歩行機能低下予防のための屋外歩行
- (オ) カトラリー使用による食事動作訓練

エ 創作及び軽作業

機能訓練およびレクリエーションの一環として創作活動等の支援を行う。

- (ア) さをり（機織り）や手芸用品（ビーズ）の創作

- (イ) 壁面製作（塗り絵や貼り絵）
- (ウ) パズル類の組立作業
- (エ) 季節行事での演劇部材の創作

オ 養護

家庭介護の負担軽減と、衛生的且つ健康的な生活ができるよう支援する。

- (ア) 入浴サービスの実施
- (イ) 散髪同行サービスの実施
- (ウ) 延長ケアの実施
- (エ) 体重・検温・血圧測定の実施
- (オ) 手洗い・消毒の徹底
- (カ) 利用者に応じた食事の支援

カ 家族等に対する介護及び生活援助の支援

介護に対する相談や生活援助の方法等、保護者と情報を共有しながら支援の向上を図る。

- (ア) 連絡ノートを紹介した情報の共有
- (イ) 保護者への施設利用満足度調査アンケート実施によるニーズの把握
- (ウ) 生活支援を目的とした保護者との学習会の実施

キ 運営委員会の開催

センターの適正及び円滑な運営を図るため運営委員会を開催する。

ク センターの施設及び設備の維持管理業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震、防犯対策等適切に対応する。

- (ア) 業務委託により施設の適正な維持管理を行う。
- (イ) 消防・避難訓練の実施（年２回）
- (ウ) 災害学習会の実施
- (エ) 防犯訓練の実施

ケ その他センターの目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての意識向上のため常に研修・研究し、地域社会の中の施設として広く周知を図り、福祉や医療等の関係機関と連携し、利用者に対する支援及びサービスの向上に努める。

- (ア) 職員の研修参加
- (イ) 生活相談員等関係機関との情報共有の実施

- (ウ) 広報紙「花ことば」の発行
- (エ) 支援、サービスに関するアンケートの実施
- (オ) ボランティアの受け入れ
- (カ) 利用者虐待防止研修会の実施【新規】

(5) 地域包括支援センター事業

大泉町地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を持続できるよう心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していくことで、地域包括ケアシステムの確立を目指す。

また、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域共生社会の実現に向けた連携体制におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指す。

本年度においては、介護予防に資する住民主体の通いの場の充実を図り、高齢者の社会参加・多様な生きがいがいづくりの創出ができるよう努める。また、地域や人とのつながりを感じられる事業展開を目指し、心身の健康が継続していけるよう努める。

ア 包括的支援事業

(ア) 総合相談支援業務

① 実態把握

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居または高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ介護予防事業につなげる等、早期対応できるようにする。

② 総合相談支援業務

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作る。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにする。

(イ) 権利擁護業務

① 成年後見制度および日常生活自立支援事業の活用促進

認知症などにより財産の管理や日常生活に支障がある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行うとともに、相談窓口として適切な情報提供を行う。

② 高齢者虐待への対応

虐待防止のため、正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、地域住民や関係機関等が虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合の通報や相談先等の周知を行う。また、通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者

の状況を把握し、町や関係機関等と連携を図りながら適切な対応を行う。

③ 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ個別ケア会議を開催するなど、関係機関と連携して対応策を検討し、町と連携を図りながら適切な対応を行う。

④ 消費者被害の防止

消費生活センターや警察署等、関係機関と連携を図りながら、消費者被害防止に努める。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため関係機関との連携を構築し、介護支援専門員や介護サービス事業所等関係機関及び地域住民との連携を支援する。

② 介護支援専門員に対する支援・指導

i 介護支援専門員の個別支援

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、個別指導や相談への対応を行う。

ii ケアマネジメント連絡会

町内の介護支援専門員による情報交換や交流、事例検討等を通し、介護支援専門員同士のネットワーク構築、日常的な業務の円滑な実施を支援する。

iii ケアマネジメント研修会

介護支援専門員の専門的技術向上のための研修会を開催する。

(エ) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者のみならず、民生委員、ボランティア等地域の関係者とのネットワーク構築に努める。

(オ) 地域ケア会議（個別ケア会議）の実施

多職種による個別事例の検討等を行い、地域包括支援ネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

① 自立支援型

高齢者が住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう多職種の専門的助言のもと、関係者が協力して要支援者等の生活課題の解決や状態の改善に向けて検討会議を行う。

② 困難事例の解決

処遇困難な個別事例の課題解決に向け、多職種協働により支援方法を検討する個別支援会議を開催する。

(カ) 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような支援体制を構築する。

① 認知症相談

認知症の人やその家族等からの相談支援を行い、必要に応じて認知症カフェやチームオレンジの活動、医療・介護サービス、認知症初期集中支援チームにつなぎ、連携を図りながら支援を行う。

② 認知症サポーター養成講座及び活動支援

i 認知症サポーター養成講座

あらゆる世代の住民や企業・店舗等に向けて、認知症の正しい知識や対応方法等を学ぶ講座を開催し、地域において認知症の人とその家族を支える認知症サポーターを養成する。

ii 認知症サポータースキルアップ講座

認知症サポーターの資質向上や参加者の活動機会を広げるため、講座を開催する。

③ オレンジカフェ「ひだまり」の開催

認知症の人やその家族、地域住民が交流できるカフェを開催する。カフェ内においては、認知症の当事者同士が語り合える機会（本人ミーティング）を設け、認知症の方の思いに焦点を当てた地域づくりの創出を目指す。また、認知症の方とその家族が、より良い関係性を保ちつつ希望する在宅生活を継続できるよう、共に活動する時間を設け良好な家族関係の構築を支援する。

④ 認知症家族講演会

認知症介護者の心身の負担の軽減を図ることを目的に、認知症の正しい知識の普及と関心を深めるための講演会を開催する。

⑤ チームオレンジの活動の推進

認知症の人やその家族と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築し、チームオレンジの活動を推進する。

⑥ 認知症高齢者等見守りシール交付事業【新規】

町と連携し、徘徊の心配がある認知症高齢者等を介護している家族等に対して見守りシールを交付することにより、徘徊時の早期発見及び安全確保を図り、介護者の負担の軽減を図る。

(キ) 在宅医療・介護連携の推進

町や在宅医療介護連携相談センターたておうと連携し、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する。

(ク) 生活支援体制整備事業の推進

高齢者の日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図るため、生活支援コーディネーターと連携するとともに、協議体に参加し、町と協働で

その取り組みを推進する。

イ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び日常生活総合事業（以下、「総合事業」）対象者に対して、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。

(ア) 基本チェックリストの実施

総合事業において、基本チェックリストを実施し、その対象者を抽出する。

(イ) ケアマネジメント業務

対象者に対し担当者を配置し、アセスメントを実施、自立支援に向けたケアプランを作成し、モニタリング、評価を行う。一連の業務を指定居宅介護支援事業所に委託した場合においても、逐次報告を受け、サービス担当者会議へ出席するなど、適切なマネジメントが行われるよう図る。

また毎月、国民健康保険団体連合会や町への給付管理、請求事務を実施する。

ウ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防把握事業

① 一般高齢者

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を訪問等で早期に把握し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。

② 健康状態不明者

高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化事業の一環として、健康状態不明者についても訪問し、一体的に把握していく。

(イ) 介護予防普及啓発事業

① 周知活動

パンフレットの配布や社協広報誌への掲載等により、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の実施に関する情報について普及啓発を行う。

② 体力測定会

体力測定会を行うことにより、介護予防への意識向上を図る。

③ 介護「よぼう仙人」スクール

介護予防に関する知識や技術の習得を目指した教室を実施する。

④ スマホ教室

スマホの活用方法を学ぶことで脳トレや生きがいづくりを目指す。

⑤ 居場所作り「ほっとカフェ」

高齢者が気軽に集まり手工芸などの楽しみを行える場所を提供し、閉じこもり予防、社会参加、生きがいづくりの観点からの介護予防を目指す。また、

今後高齢者の居場所作りが地域で展開されるようモデル事業としての役割を目指す。

⑥ 介護予防手帳の配布

住民が効果的に介護予防活動を行えるよう、介護予防手帳を配布する。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

① 初級・中級介護予防サポーター養成講座

介護予防に関する知識と技能を学ぶ講座を実施し、地域で介護予防活動の取り組みができる人材の育成を行う。

② 上級介護予防サポーター認定

上級介護予防サポーターを認定することにより、介護予防サポーターの意欲向上と地域の介護予防活動の推進を図る。

③ 介護予防サポータースキルアップ講座

介護予防サポーターの資質向上を目指した講座を実施し、地域の介護予防活動の推進を図る。

④ 地域介護予防活動の支援

介護予防に資する住民主体の通いの場の拡充を図るため、通いの場の把握と組織化の支援、周知活動を行う。また、効果的な介護予防活動が行われるよう、適宜情報提供や講師派遣等の支援を行う。

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、リハビリテーション専門職等の関与を促進する。

(オ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

町の保健事業担当課と連携を図り、医療・介護等の情報分析により把握した課題を共有し、高齢者の介護予防の効果的な実施を目指す。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業

群馬県社協の委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業の邑楽郡5町の支所社協として、関係機関との連携を図り、相談者に対し仕事や住まいの確保などの援助を行うとともに、コロナ特例貸付事業の償還が開始していることから、なおも生活に困窮している借受人に対して安定した生活が送れるよう、自立に向けた支援を行う。

ア 生活困窮者自立相談支援事業

生活に対する困りごとや不安を抱えた相談者に対し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

- (ア) 生活や就労等に関する相談、受付
- (イ) 支援プランの作成
- (ウ) 相談者に関する支援調整会議の開催
- (エ) 住居確保に関する支援
- (オ) 家計立て直しに関する支援
- (カ) 就労に関する支援
- (キ) 生活困窮世帯の子どもの学習に関する支援
- (ク) 支所社協連絡会議への出席

(7) その他の福祉事業

ア 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、災害救護や国際救援などの活動を行うために、会費や寄付金を合わせた活動資金を財源として活動しています。

日本赤十字社の会費は、住民の安全と健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で活用されています。

- (ア) 赤十字活動資金募集協力
- (イ) 献血事業協力
- (ウ) 大泉町分区事務局として協力
- (エ) 防災イベントの実施への協力

イ 赤い羽根共同募金への協力

共同募金運動は、赤い羽根をシンボルマークとして地域住民や学校・企業等で募金をお願いし、高齢者や障がい者に対する福祉の充実、子育て支援活動、地域福祉活動の啓発や推進のために活用されています。また、災害支援資金として使われています。

- (ア) 赤い羽根募金募集協力
- (イ) 歳末たすけあい募金募集協力
- (ウ) 大泉町共同募金委員会事務局として協力

ウ その他目的達成に必要な事業

本会の目的達成のため、協賛や後援事業など積極的に取り組む。

3 年間事業計画

月	社会福祉協議会	町・郡・県、 関連団体等の事業
4	・地区社協長会議 ・紙おむつ支給 ・観桜会（地活、デイ） ・ほっとカフェ（包括）	・郡保護司、更女総会
5	・理事会、監事会 ・評議員選任・解任委員会 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・お金に関するセミナー【新規】 ・合同バーベキュー（地活、デイ） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・オレンジカフェひだまり（包括）	・合同金婚式 ・町民献血 ・ボラ協総会 ・母子会総会 ・保護司会、更女会総会 ・療育父母の会総会 ・遺族会総会 ・老人クラブ総会
6	・評議員会 ・通学補給金の支給 ・日赤法人募金収納 ・共募運営委員会 ・福祉協力校連絡会議 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・福祉体験ボランティア養成講座【新規】 ・第1・2層協議体合同視察研修 ・運営委員会（地活・デイ） ・認知症サポーター養成講座（包括） ・ほっとカフェ（包括）	・郡福祉関係団体総会 （ボラ協、老人、療育） ・老人クラブ輪投げ大会
7	・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・3町合同ボランティア養成講座 ・介護職員初任者研修【新規】 ・地区社協長会議 ・紙おむつ支給 ・ケアマネジメント研修会（包括） ・初級介護予防サポーター養成講座（包括） ・スマホ教室（包括） ・ケアマネジメント連絡会（包括）	・社会を明るくする運動

	・オレンジカフェひだまり（包括）	
8	・介護職員初任者研修【新規】 ・地区社協長会議 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・家族 DE チャレンジスクール ・介護体験教室（保専共催） ・認知症サポータースキルアップ講座（包括） ・ほっとカフェ（包括） ・納涼祭（地活、デイ）	・県戦没者追悼式 ・遺族会英霊塔清掃 ・ひとり親家庭等ふれあい交流事業 ・老人クラブ新任会長研修
9	・介護職員初任者研修【新規】 ・職員ストレスチェック ・小学校放課後子ども教室 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール（町・教育委員会と共催） ・職員人事評価【新規】 ・災害学習会（地活・デイ） ・認知症パネル展（包括） ・図書館認知症ライブラリ（包括） ・オレンジカフェひだまり（包括） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・中級介護予防サポーター養成講座（包括）	・敬老訪問 ・福祉パレード ・老人クラブグラウンドゴルフ大会 ・母子会日帰り旅行 ・老人クラブ「社会奉仕の日」
10	・理事会 ・地区社協長会議 ・災害ボランティアセンター模擬訓練 ・障がい者体験講座 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・紙おむつ支給 ・共同募金運動街頭募金、法人募金収納 ・運営委員会（地活、デイ） ・日帰り旅行（デイ） ・自立支援型地域ケア会議（包括） ・ほっとカフェ（包括）	・母子、寡婦福祉県民大会 ・郡老人クラブ輪投げ大会 ・郡老人クラブグラウンドゴルフ大会 ・県老人クラブグラウンドゴルフ大会 ・療育父母の会日帰り旅行
11	・社会福祉大会（保健福祉まつり）（町と共催） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール入賞作品集の発行	・県老人クラブ大会 ・県老人クラブ芸能大会 ・県老人クラブ輪投げ大会

	・避難訓練（地活・デイ） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・認知症家族講演会（包括） ・オレンジカフェひだまり（包括） ・介護予防サポータースキルアップ講座（包括） ・防犯訓練（地活、デイ）	・町民献血 ・老人クラブ会長研修
12	・理事会、評議員会 ・歳末たすけあい運動 ・三町社協合同（大泉町・千代田町・邑楽町）災害ボランティアセンター設置・運営模擬訓練 ・ひとり暮らし高齢者年末ふれあい事業 ・第1・2層協議体合同情報交換会 ・クリスマス会（地活、デイ） ・高齢者虐待防止講演会（包括） ・ほっとカフェ（包括）	・母子会親子講習会
1	・福祉団体合同新年会 ・紙おむつ支給 ・餅つき（地活、デイ） ・生活支援学習会（地活、デイ） ・利用者虐待防止研修会（地活、デイ）【新規】 ・体力測定会（包括） ・オレンジカフェひだまり（包括） ・ケアマネジメント連絡会（包括）	・老人クラブ新年会 ・母子会新年会
2	・地区社協長会議 ・生活支援体制整備事業地域づくりセミナー及び活動報告会 ・ほっとカフェ（包括）	・老人クラブ芸能大会 ・郡作連研修会 ・郡療育父母の会新年会 ・ボラ協新年会
3	・市民活動フェスティバル ・ひとり親家庭のつどい ・理事会、評議員会 ・職員人事評価【新規】 ・協議体「きずな通信」の発行 ・避難訓練（地活・デイ） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・介護予防サポータースキルアップ講座（包括） ・オレンジカフェひだまり（包括）	・郡ボラのつどい ・ボラ協ひとり暮らし高齢者ふれあいのつどい

	・ オレンジカフェ情報交換会（包括）	
年 間	・ エコキャップ収集運動 ・ 介護保険説明会 ・ 生活支援事業 ・ 広報紙の発行（毎月 1 回） ・ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業 ・ ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業 ・ 地域活動支援センターの運営 ・ 心身障害者等デイサービスセンターの運営 ・ 居宅介護支援事業 ・ 地域包括支援センターの運営 ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 日常生活自立支援事業 ・ 生活支援体制整備事業（第 2 層協議体会議月 1 回） ・ 学生服等リユース事業 ・ 福祉用具等リユース事業 ・ お菓子定期販売（地活）	・ ボラ協給食サービス（月 2 回） ・ 母子会資源ゴミ回収の実施

※実施月、実施内容につきましては変更になる場合がございます。

※包括は、地域包括支援センターの略です。

※地活は、地域活動支援センターの略です。

※デイは、心身障害者等デイサービスセンターの略です。